

令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金交付要領

1 事業の目的

令和7年大船渡市大規模林野火災（以下、「林野火災」という。）により被災した住宅の早期再建に資するため、住宅を滅失した者が行う大船渡市内における自己の居住する住宅の新築又は購入に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則、令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱及びこの要領により補助金を交付します。

2 補助金の交付対象となる住宅

自己が居住する住宅に被害を受け、その住宅を滅失した者が、自己が居住するための住宅（長屋、共同住宅又は店舗、事務所等との併用住宅にあっては、被災者が自ら居住する部分）を新築もしくは購入するもの。ただし、住宅を購入する場合は、令和7年3月10日以降に建築確認済証を取得し、市内事業者にて建てられた住宅に限るものとする。

3 補助金の交付対象となる工事

補助金額の確定通知を受けて、令和8年3月19日までに補助金交付請求が提出される工事のうち、10立方メートル以上の県産材（岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により、県産材として証明されたもの又は市町村長が認めたもの。）を使用して、市内事業者と直接契約して住宅再建を行うものとする。

4 補助金の交付対象者

林野火災により被災し、半壊以上のり災証明書に氏名が記載されている者又は市長が特別の事由があると認めた者であって、かつ被災した住宅を適切に解体撤去処分した者。

また、同一のり災証明書にて当該補助金を受けていないことや、自力再建による賃貸住宅や公営住宅等への転居（賃料を支払いそのまま住み続ける場合を含む）をしていないこと。

5 補助金額

補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助額とする。

区 分	補 助 額
県産材の使用量が10立方メートル以上20立方メートル未満の場合	60万円
県産材の使用量が20立方メートル以上30立方メートル未満の場合	80万円
県産材の使用量が30立方メートル以上の場合	100万円

6 申請手続き等

(1) 申請受付

大船渡市都市整備部住宅管理課住宅建築係へ申請してください。

TEL 0192-27-3111（内線 322）

郵送、ファクシミリでの申請は受け付けません。

受付は、必要書類がすべて揃わなければ受付できません。

事前に相談や申請があっても、書類に不備がある場合は、受付したとはみなしません。

(2) 補助金の交付申請に必要な書類等

- ① 補助金交付（変更）申請書（様式第 1 号）
- ② り災証明書
- ③ 別紙 1 県産材使用工事計画書
- ④ 契約書及び設計図書等（平面図、立面図、配置図、確認済証又は検査済証）
- ⑤ 県産材の使用数量調書
- ⑥ 岩手県産材産地証明書等（県産材であることを証する書類）
- ⑦ 住宅の滅失した状況がわかる写真
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(3) 交付申請の受付期間等

概ね令和 8 年 1 月 30 日までの、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）。

(4) 交付の決定等

申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付（郵送）します。

原則として、補助金交付決定通知後に着工してください。工事着手済みの場合は、住宅管理課に相談してください。

交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）を交付（郵送）します。

(5) 工事内容の変更等

補助金交付決定通知書を受領した後に工事の内容に変更があった場合、又は申請を取り下げる場合は、補助金変更（取下げ）申請書（様式第 4 号）を提出してください。ただし、軽微な変更については提出が不要ですので、住宅管理課に相談してください。

申請を取り下げる場合は、補助金交付決定通知を受領した日から起算して原則として 15 日以内に申請してください。

申請があったときは、その内容を審査し、変更（取下げ）を承認したときは、変更（取下げ）決定通知書（様式第 5 号）を交付（郵送）します。

(6) 補修工事の完了報告

補修工事が完了した日から原則 10 日以内、概ね令和 8 年 2 月 27 日までに完了報告書（様式第 6 号）を提出してください。

報告書の提出のない申請については、補助金の交付決定を取消します。

完了報告書には次の書類等を添付してください。

- ① 工事費の請求書又は領収書
- ② 施工状況写真（県産材の使用状況がわかるもの）
- ③ 完成写真（住宅の全体がわかるもの）

- ④ 完成図面（申請時と内容が変わらない場合は添付不要）
- ⑤ 検査済証（申請時に提出済みの場合は不要）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）を交付（郵送）します。

(7) 補助金の請求

金額の確定通知があった補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を令和8年3月19日（木）までに提出してください。

(8) 交付決定の取消し

偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、補助金全額の返還を命じます。